

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

政治の力で1日も早い解決を！

引き続き、早期全面解決に向けてのご支援を！

法的正義に基づく2陣判決

去る3月28日、大阪地裁は、泉南アスベスト国賠(2陣)訴訟において、再び泉南アスベスト被害に対する国の責任を認める原告勝利の判決を言い渡しました。判決は、「いのちや健康よりも産業発展が優先する」旨の昨年8月の高裁判決(1陣)に対して、「経済的発展を優



厚労大臣への早期解決の申し入れのあと開かれた7野党議員による記者会見(厚労省内)

先すべきという理由で労働者の健康を蔑ろにすることは許されない」と明確に判断しました。どちらが法的正義に基づく真つ当な判断か、言うまでもなく明らかです。

「早期解決アピール」の賛同議員 短期間に102名も

判決を受けて、原告団・弁護団は、国会議員の皆さんに「早期解決アピール」への賛同を呼びかけました。これには、1週間余りの間に与野党から102名の賛同があり、原告らを激励する声も数多く寄せられました。また、民主党アスベスト議連からも、野党7党議員からも、直接小宮山厚労大臣に対して早期解決を求める要請が行われました。

国の控訴には正当性がない

ところが、国は、4月6日、「上級審の判断を仰ぐため」として大阪高裁に控訴しました。国は、上級審(大阪高裁)で、再び、いのちや健康よりも産業発

展が優先するという判断をもらいたいと言うのでしょうか。それが、法的正義にも広範な世論にも背を向けることは明らかです。

早期解決に向けた協議の場を

提訴後6年間で7名の原告が死亡し、酸素マスクを付ける原告も4名、5名と増えています。高齢化も進んでいます。「命あるうちに解決を」は原告らの本心に切実な願いです。

小宮山厚労大臣も、控訴にあたって「1日でも早く解決できるように努力したい」旨表明しています。

今、国に求められているのは、一刻も早く、早期解決に向けた原告団・弁護団との協議の場を設けることです。

引き続き、早期全面解決に向けてご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。



2 陣訴訟の控訴にあたっての声明

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団

- 1 3月28日、大阪地裁（第8民事部）は、泉南アスベスト国賠訴訟（第2陣訴訟）において、国の規制不行使の責任を認める判決を下した。この判決は、一昨年5月の第1陣地裁判決に続いて国の責任を認め、かつ、昨年8月の第1陣高裁の不当判決を克服したものであり、極めて大きな意義を有している。また、平成18年5月の提訴以来すでに7名の原告が死亡し、病状の悪化と高齢化のため、原告らの「命あるうちに解決を」の願いは切実なものがある。
- 2 原告団と弁護団は、判決直後から、国に対して「2陣判決を基準にした早期全面解決」を求めて様々な要請行動を行った。「泉南アスベスト被害の早期全面解決を求めるアピール」には、短期間に100名を越える与野党の国会議員から賛同が寄せられ、4月5日午後には民主党アスベスト対策推進議員連盟から、6日午前には自由民主党、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党、新党きづな、新党日本の各党国会議員の連名で、それぞれ小宮山厚生労働大臣に対して、控訴断念を含む早期解決の決断を求める要請が行われた。まさに、泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決は、世論はもとより、政治においても多くの支持を得るものとなっていた。
- 3 ところが、国は、4月6日午後、「上級審の判断を仰ぐために」などとして大阪高等裁判所に控訴を行った。国が、今後も法廷での争いを続けるならば、泉南アスベスト被害の全面解決は遙かかなたに追いやられることは明らかであり、原告らの「命あるうちに解決を」の願いを真っ向から踏みにじるものである。また、広範な世論にも背を向けるものである。
- 4 原告団と弁護団は、本日、国のこうした対応を受けて大阪高等裁判所に控訴を行ったが、引き続き、国がこれ以上原告ら被害者を苦しめることなく早期全面解決を決断し、原告団・弁護団と解決に向けた協議の場を設けることを強く要望するものである。
小宮山厚生労働大臣も、控訴にあたって、「1日も早く解決できるよう私としても努力したい」旨コメントしており、1日も早い解決に向けた具体的な道筋を明らかにすることが求められている。
- 5 原告団と弁護団は、今後も、国に対して、泉南アスベスト被害の早期全面解決を強く求めると共に、裁判上においても、引き続き、第2陣地裁判決の不十分性の克服と第1陣最高裁での逆転勝利に向けて全力で取り組んでいくことを表明するものである。

2012年4月10日